

さいたま市放課後児童健全育成事業委託実施基準

(平成 13 年 5 月 1 日 福祉部長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この基準は、さいたま市放課後児童健全育成事業実施要綱（平成 18 年 5 月 12 日保健福祉局長決裁。以下「実施要綱」という。）第 6 条の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の運営を事業者に委託することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 本事業の実施にあたっては、さいたま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年さいたま市条例第 53 号。以下「条例」という。）及び実施要綱を遵守するものとする。

2 この基準において「放課後児童健全育成事業」とは、次の各号に掲げる要件を満たしているものをいう。

- (1) 実施主体 実施要綱第 7 条の規定を満たす者であること。
- (2) 児童 実施要綱第 22 条の規定を満たす児童であること。
- (3) 児童数 主にさいたま市（以下「市」という。）に在住する児童で、児童数おおむね 10 人以上在籍していること。
- (4) 放課後児童支援員及び補助員（以下「放課後児童支援員等」という。） 条例第 10 条の規定に基づき、必要な人材を確保し、児童数に応じた配置をすること。
- (5) 施設 事業の実施上必要となる適当な施設を有すること。なお、適当な施設とは、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項及び条例第 9 条の規定に基づき、衛生及び安全が確保された設備を備え、その活動に要する遊具、図書及び児童の所持品を収納するためのロッカーの設備等が備えられていることをいう。

3 この基準において「クラブ」とは、条例第 10 条第 4 項に定める支援の単位をいう。

4 この基準において「医療的ケア児」とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為を受けることが不可欠である児童をいう。

(承認)

第 3 条 さいたま市の委託を受けて本事業に係る民設クラブを設置又は移転しようとする者は、民設放課後児童クラブ設置等申請書を市長に提出し、第 2 条第 2 項各号に定める要件に適合しているか等について、審査を受けなければならない。

2 市長は、前項の書類の提出があったときは、その内容を審査し、その結果を申請者に通知するものとする。

(委託契約)

第 4 条 市長は、前条の規定により、クラブの設置を承認された者の中から、毎年度予算の範囲内で委託契約を締結する。

2 前項の規定により、市と委託契約を締結しようとするときは、さいたま市放課後児童健全育成事業委託調書を市に提出するものとする。なお、委託契約締結後に委託内容の変更が生じた場合は、さいたま市放課後児童健全育成事業変更委託調書を市に提出するものとする。

3 事業者が、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に規定する株式会社等（以下「企業」という。）の場合は、前項に規定するさいたま市放課後児童健全育成事業委託調書のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 直近3年間の決算報告書、損益分析書、貸借対照表及び勘定科目明細書
 - (2) 登記事項証明書
 - (3) 納税証明書
- (委託対象経費等)

第5条 前条に規定する委託契約における委託金の対象となる経費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 職員の人件費のほか、実施要綱第17条第1項に規定する事業に要する経費（飲食物費、さいたま市民設放課後児童クラブ放課後児童支援員処遇改善費補助金交付要綱（平成27年3月13日子ども未来局長決裁）の規定により支給される処遇改善費及び第2号から第8号までの経費を除く）
 - (2) 障害児童担当放課後児童支援員等の人件費（諸手当を除く）
 - (3) 年間250日以上開所するクラブの運営に要する経費
 - (4) 長時間開所するクラブの運営に要する経費
 - (5) 育成支援の周辺業務を行う職員の人件費及び育成支援の周辺業務を外部委託等により実施するために要する経費
 - (6) 医療的ケア児を受け入れるために看護師、准看護師、保健師、又は助産師（以下、「看護師等」という。）の配置に要する経費
 - (7) 購入又は賃借によりAED（自動体外式除細動器）を施設内に設置することに要する経費
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、放課後児童健全育成事業の実施に供する施設を賃借し継続して確保するために要する経費
- (委託基準額)

第6条 前条に規定する経費に対する委託基準額は、別表1に定めるものとする。

(支払方法)

第7条 本事業の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、委託金の支払いを受けようとするときは、毎月5日又は当該月の最初の市の開庁日のうちいずれか遅い日までに市に請求書を提出するものとする。

- 2 前項の規定において、受託者が企業の場合は、毎月、完了報告書を市に提出のうえ、完了検査を受けなければならない。
- 3 市は、第1項の規定による請求書の提出を受けたときは、請求を受けてから30日以内に支払うものとする。ただし、企業の場合は、前項に規定する完了検査の実施後に支払うものとする。

(委託上の禁止事項)

第8条 受託者は、契約によって生ずる権利、義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。また、受託業務の全部若しくは一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により市長の承認を得たときは、この限りではない。

(承認の取消し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、クラブ設置の承認を取り消すことができる。

- (1) 第2条第2項各号に定める要件に適合しなくなったとき。
 - (2) 市長の命令又は指導に従わなかったとき。
- 2 市長は、前項の規定による承認の取消しにより、受託者に損害が生じても、その賠償の責を負わないものとする。

(契約の解除)

第 10 条 市長は、受託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約の全部若しくは一部を解除し、交付すべき委託金の全部若しくは一部を取り消して返還を命ずることができる。

- (1) 前条の規定により、承認の取消しとなったとき。
- (2) 契約事項に違反したとき。
- (3) 本事業を遂行することが困難であると市長が認めたとき。
- (4) 委託金を次に掲げる本事業の対象経費以外に充当したとき。

ア 入室児童の保育に必要な職員の人件費

イ クラブの運営に必要な物件費・旅費等の事務費

ウ 入室児童の処遇に直接必要な事業費（おやつ代、教材費及び行事費等の実費負担が相応しい経費を除く。）

- (5) その他不正な方法により委託金の交付を受けたとき。

(実績報告)

第 11 条 受託者は、毎年度、指定する期日までに実績報告書を市長に提出しなければならない。

(様式)

第 12 条 この実施基準で使用する様式は、放課後児童課長が別に定める。

(その他)

第 13 条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成 13 年 5 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準の施行の日の前日までに、合併前の浦和市放課後児童健全育成事業の事業委託実施要綱（平成 11 年浦和市制定）又は大宮市放課後児童健全育成事業の事業委託実施基準（平成 12 年大宮市制定）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの基準の相当規定によりなされたものとみなす。

(令和 7 年度における委託基準額の特例)

- 3 令和 7 年度における委託基準額は、さいたま市放課後児童健全育成事業委託実施基準の一部を改正する基準（令和 7 年 1 月 13 日子ども未来局長決裁。）による改正後のさいたま市放課後児童健全育成事業委託実施基準（以下「新基準」という。）別表 1 の規定により計算した委託基準額が、さいたま市放課後児童健全育成事業委託実施基準の一部を改正する基準（令和 3 年 3 月 18 日子ども未来局長決裁。）による改正前のさいたま市放課後児童健全育成事業委託実施基準（以下「旧基準」という。）別表 1 の規定により計算した委託基準額に満たない場合、新基準別表 1 の規定にかかわらず、新基準別表 1 の規定により計算した委託基準額に、旧基準別表 1 の規定により計算した委託基準額と新基準別表 1 の規定により計算した委託基準額との差額に 5 分の 2 を乗じて得た額を加えた額とする。

附 則（平成 14 年 4 月 1 日 福祉部長決裁）

この基準は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 2 月 3 日 福祉部長決裁）

この基準は、決裁の日から施行し、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 15 年 4 月 1 日 福祉部長決裁）

この基準は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 11 月 28 日 保健福祉局長決裁）

この基準は、決裁の日から施行し、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 16 年 3 月 16 日 保健福祉局長決裁）

この基準は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日 福祉部長決裁）

（施行期日）

第 1 条 この基準は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この基準による改正後のさいたま市放課後児童健全育成事業委託実施基準（以下「新基準」という。）第 2 条第 3 号及び別表 1 の規定は、施行の日以後結ばれる委託契約について適用し、同日前に結ばれた委託契約については、なお従前の例による。

2 新基準別表 1 の規定の適用については、別に定めるさいたま市放課後児童健全育成事業実施要綱第 6 条の受託者の要件、第 19 条第 2 項の保育面積要件及び第 30 条第 4 項の入室基準を市が指定する期日までに満たすことができない児童クラブについては、なお従前の例による。

3 当分の間、施行の日以後新たに開設する児童クラブに係る新基準第 2 条第 3 号及び別表 1 の規定の適用については、待機児童解消のため市が指定する地域における設置者として認めた者が、児童クラブを開設する初年度における委託契約の締結に限り、同号及び同表中「おおむね 10 人」とあるのは、「おおむね 5 人」とする。

附 則（平成 20 年 3 月 24 日 子ども未来部長決裁）

この基準は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 30 日 子ども未来部長決裁）

この基準は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 2 月 20 日 子ども未来局長決裁）

この基準は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 12 日 子ども未来局長決裁）

この基準は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 14 日 子ども未来局長決裁）

この基準は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 4 日 子ども未来局長決裁）

この基準は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 15 日 子ども未来局長決裁）

この基準は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 17 日 子ども未来局長決裁）

この基準は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 22 日 子ども未来局長決裁）

この基準は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 25 日 子ども未来局長決裁）

この基準は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 17 日 子ども未来局長決裁）

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月18日 子ども未来局長決裁）

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月22日 子ども未来局長決裁）

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月16日 子ども未来局長決裁）

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月18日 子ども未来局長決裁）

この基準は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年11月7日 子ども未来局長決裁）

この基準は、決裁の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則（令和7年3月28日 子ども未来局長決裁）

この基準は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年5月14日 子ども未来局長決裁）

この基準は、決裁の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則（令和7年11月13日 子ども未来局長決裁）

この基準は、決裁の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表 1 (第 6 条関係)

	委 託 基 準 額										
事業経費	<p>利用者の希望日に開所し、開所日数年間 250 日以上のクラブ</p> <p>(1) 放課後児童支援員（常勤職員に限る。）を 2 名以上配置した場合</p> <p>※ この基準における常勤職員とは、法定労働時間の範囲内において、原則としてクラブごとに定める運営規程に記載されている「開所している日及び時間」のすべてを、年間を通じて専ら育成支援の業務に従事している職員をいう。</p> <p>ただし、運営規程どおりに開所した場合の 1 週間の総時間数（40 時間を超える場合は 40 時間を上限とする）の 8 割以上を育成支援の業務に従事する職員も対象に含めるものとする。</p> <p>1 クラブあたり年額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>児童数</th> <th>1 クラブ年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 人から 19 人まで</td> <td>$4,615,000 \text{円} - (19 \text{人} - \text{児童数}) \times 30,000 \text{円}$</td> </tr> <tr> <td>20 人から 35 人まで</td> <td>$6,939,000 \text{円} - (36 \text{人} - \text{児童数}) \times 27,000 \text{円}$</td> </tr> <tr> <td>36 人から 45 人まで</td> <td>6,939,000 円</td> </tr> <tr> <td>46 人から 70 人まで</td> <td>$6,939,000 \text{円} - (\text{児童数} - 45 \text{人}) \times 85,000 \text{円}$</td> </tr> </tbody> </table>	児童数	1 クラブ年額	1 人から 19 人まで	$4,615,000 \text{円} - (19 \text{人} - \text{児童数}) \times 30,000 \text{円}$	20 人から 35 人まで	$6,939,000 \text{円} - (36 \text{人} - \text{児童数}) \times 27,000 \text{円}$	36 人から 45 人まで	6,939,000 円	46 人から 70 人まで	$6,939,000 \text{円} - (\text{児童数} - 45 \text{人}) \times 85,000 \text{円}$
	児童数	1 クラブ年額									
	1 人から 19 人まで	$4,615,000 \text{円} - (19 \text{人} - \text{児童数}) \times 30,000 \text{円}$									
	20 人から 35 人まで	$6,939,000 \text{円} - (36 \text{人} - \text{児童数}) \times 27,000 \text{円}$									
	36 人から 45 人まで	6,939,000 円									
	46 人から 70 人まで	$6,939,000 \text{円} - (\text{児童数} - 45 \text{人}) \times 85,000 \text{円}$									
	(2) (1) 以外の場合										
	1 クラブあたり年額										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>児童数</th> <th>1 クラブ年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 人から 19 人まで</td> <td>$2,794,000 \text{円} - (19 \text{人} - \text{児童数}) \times 30,000 \text{円}$</td> </tr> <tr> <td>20 人から 35 人まで</td> <td>$5,117,000 \text{円} - (36 \text{人} - \text{児童数}) \times 27,000 \text{円}$</td> </tr> <tr> <td>36 人から 45 人まで</td> <td>5,117,000 円</td> </tr> <tr> <td>46 人から 70 人まで</td> <td>$5,117,000 \text{円} - (\text{児童数} - 45 \text{人}) \times 85,000 \text{円}$</td> </tr> </tbody> </table>	児童数	1 クラブ年額	1 人から 19 人まで	$2,794,000 \text{円} - (19 \text{人} - \text{児童数}) \times 30,000 \text{円}$	20 人から 35 人まで	$5,117,000 \text{円} - (36 \text{人} - \text{児童数}) \times 27,000 \text{円}$	36 人から 45 人まで	5,117,000 円	46 人から 70 人まで	$5,117,000 \text{円} - (\text{児童数} - 45 \text{人}) \times 85,000 \text{円}$
	児童数	1 クラブ年額									
1 人から 19 人まで	$2,794,000 \text{円} - (19 \text{人} - \text{児童数}) \times 30,000 \text{円}$										
20 人から 35 人まで	$5,117,000 \text{円} - (36 \text{人} - \text{児童数}) \times 27,000 \text{円}$										
36 人から 45 人まで	5,117,000 円										
46 人から 70 人まで	$5,117,000 \text{円} - (\text{児童数} - 45 \text{人}) \times 85,000 \text{円}$										
※委託契約締結時における児童数を基準とし、原則として委託契約終了まで当該基準を適用する。											

人 件 費	<p>障害児童担当放課後児童支援員等</p> <p>児童おおむね10人のほかに、障害児童が1～2人いる児童クラブは、県・市が主催する障害児に対応するための専門研修を受講している担当放課後児童支援員等1人、以後障害児童2人につき担当放課後児童支援員等1人を配置した場合は、担当放課後児童支援員等の人数に応じて以下の金額を加算。当該加算の対象となる障害児童の範囲は別表2の定めるところによる。</p> <table border="1" data-bbox="491 555 1289 719"> <thead> <tr> <th>支援員数</th> <th>加算額年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人</td> <td>2,232,000円</td> </tr> <tr> <td>2人以上</td> <td>4,464,000円</td> </tr> </tbody> </table>	支援員数	加算額年額	1人	2,232,000円	2人以上	4,464,000円
支援員数	加算額年額						
1人	2,232,000円						
2人以上	4,464,000円						
運営経費	<p>(1) 開所日数加算</p> <p>ア 放課後児童支援員（常勤職員に限る。）を2名以上配置した場合 1日8時間以上開所するクラブ 1クラブ年額（年間開所日数－250日）×28,000円</p> <p>イ ア以外の場合 1日8時間以上開所するクラブ 1クラブ年額（年間開所日数－250日）×21,000円</p> <p>(2) 長時間開所加算（平日分）</p> <p>ア 放課後児童支援員（常勤職員に限る。）を2名以上配置した場合 18時半を超えて開所するクラブ 1クラブ年額 「18時半を超える時間」の 年間平均時間数×720,000円</p> <p>イ ア以外の場合 18時半を超えて開所するクラブ 1クラブ年額 「18時半を超える時間」の 年間平均時間数×449,000円</p> <p>(3) 長時間開所加算（長期休暇分）</p> <p>ア 放課後児童支援員（常勤職員に限る。）を2名以上配置した場合 1日8時間を超えて開所するクラブ 1クラブ年額 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間× 324,000円</p> <p>イ ア以外の場合 1日8時間を超えて開所するクラブ 1クラブ年額 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間× 202,000円</p>						

	<p>(4) 育成支援体制強化加算 育成支援の周辺業務を行う職員を配置又は育成支援の周辺業務を外部委託等しているクラブ 1クラブ年額 1,568,000円を上限として、「240,000円＋(児童数×31,080円)」で算定した額と育成支援の周辺業務を行う職員を配置又は育成支援の周辺業務を外部委託等でかかった額を比較し少ない額とする。 ※委託契約締結時における児童数により算定する。</p> <p>(5) 医療的ケア児支援 医療的ケア児を受け入れており、かつ、当該児童の受け入れに対応するために、看護師等を配置するクラブ 1クラブ年額 4,061,000円</p> <p>(6) AED加算 購入又は賃借によりAED(自動体外式除細動器)を施設内に設置しているクラブ 1クラブ月額 5,000円 ただし、市がAED(自動体外式除細動器)を設置している建物内にあるクラブを除く。</p>
施設経費	<p>(1) 放課後児童健全育成事業の実施に供する施設の土地及び家屋に係る賃借料 ア 市内主要駅(※)から1km圏内、かつ都市計画法に基づく用途地域のうち、「商業地域」、「近隣商業地域」に指定されている地域の施設 1クラブ1箇月 230,000円 イ 市内主要駅から1km圏内の施設 1クラブ1箇月 200,000円 ウ 市内主要駅以外の駅から1km圏内の施設 1クラブ1箇月 150,000円 エ 駅から1kmを超える施設 1クラブ1箇月 120,000円 ※市内主要駅とは、「さいたま市民間保育所設置認可等実施要綱に関する取扱要領」第2、1駅前型保育所等で規定する駅をいう。</p>

施設経費	<p>(2) 施設の受入可能児童数による加算 施設の専用区画面積（建築面積から、事務室、トイレ、手洗場、ロッカー、本棚等を除いた児童の活動スペース）を、児童一人当たりの専用区画面積（1.65 m²）で割り返して算出される児童数が20人を超える場合 20人を超えた受入可能児童数1人につき 1,900円 ただし、条例第10条4項の規定に基づく範囲を上限とする。</p> <p>(3) 賃貸借物件の契約更新時に掛かる更新料 2年間の賃貸借契約期間につき、(1)及び(2)に準じた1施設1箇月分の額</p> <p>(1)及び(2)については、(1)及び(2)から算出された額の合算額と実費額を比較し、少ない額とする。 (3)については、補助限度額と実費額を比較し、少ない額とする。</p>
------	---

備考

- 1 委託契約期間が1年に満たない場合にあっては、原則として、年額で定められている委託基準額をそれぞれ月割計算するものとする。
- 2 委託契約期間が1月に満たない場合のその月の委託基準額は、各項目について日割計算を行う。委託基準額は、施設経費については委託契約期間の開始日から末日までの全日数を対象日数とし、それ以外の経費については委託契約期間の開始日から末日までの開設日を対象日数とする。
- 3 月割計算をする場合は、委託基準額に対象月数を乗じた金額を12月で除すものとする。
- 4 日割計算をする場合は、委託基準額を12月で除した金額に第2項の対象日数を乗じた金額を、施設経費についてはその月の全日数で除すものとし、それ以外の経費についてはその月の開設日数で除すものとする。
- 5 前2項のそれぞれの計算において、1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別表 2

障害児童加算の対象となる児童
児童クラブの対象児童であって、次の各号のいずれかに該当する者。 (1) 身体障害者手帳又は療育手帳を所持する児童 (2) 専門機関による障害児童であることの証明を有する児童 (3) 特別支援学校小学部又は小学校の特別支援学級に通学する児童